



ウィルサポとはウィルサポートの略で、「意思を尊重する」という意味で、「わたしたちはいつでもあなたをサポートします」という思いをイメージしました。

ご協力いただいた寄付は、意思の決定や権利行使の支援を行っている県内の社会福祉法人、NPO法人、一般・公益法人等の取り組みに分配します。



フォローを受けながら自分らしく暮らす



身よりのない当事者グループと地元高校生が協働して駅花壇整備活動

分配を通して、継続的な活動ができるよう団体の体制の強化や、新たな取組を応援することを通して、差別のない公平で誰一人取り残さない、自分が自分らしく最後まで健康にやりたいことができる社会を目指します。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

〒380-0936 長野市中御所岡田98-1 長野保健福祉事務所内
TEL.026-228-4244 Mail:kikaku@nsyakyo.or.jp



寄付 受け入れの ご案内

一人ひとりの
意思の決定と権利の行使を
支えるための社会づくりファンド
(愛称:ウィルサポファンド)

皆様のお力をお貸しください。

自分らしく暮らすために……

認知症になったり、知的や精神的、身体的な障がいを抱えていたり、あるいは未成熟なため、自分の思いや考えを他人に伝えたり、自ら行動することが難しいことがあります。

頼れる人がいないから……

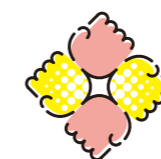
これまでの社会では、家族や親族などがフォローしてきましたが、その機能が薄れてきている現状があります。

社会で支えるためのしくみ……

さまざまなことができにくくなったときにも、みんなが支え合って生きられるような社会のしくみが必要です。



思いに寄り添い願いを叶える

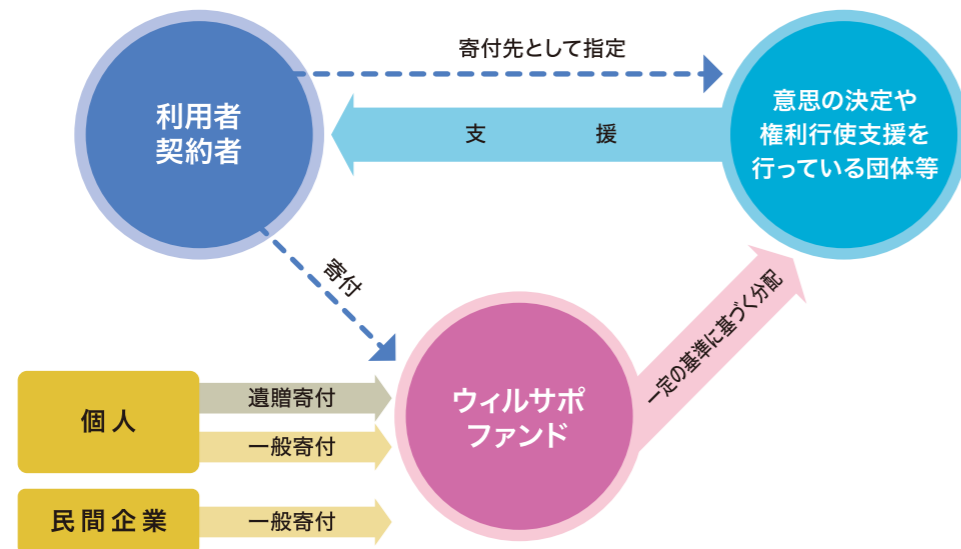


ウィルサポファンド

WILL SUPPORT FUND

一般寄付の受け入れ

「ウィルサポファンド」は、長野県社会福祉協議会が設置、寄付受入、分配、管理などを行います。



ご寄付は、金融機関の窓口での払込のほか、指定口座への振込、クレジット決済などにより行うことができます。詳細は下記HPにアクセスしてください。



<https://www.nsyakyo.or.jp/about/will-support-fund/>



※個人が本ファンドに対して寄付をした場合、所得税法上、一定の優遇が受けられます。また、自治体による条例指定によって住民税における優遇が受けられます。

※法人が本ファンドに対して寄付をした場合、一定額を損金算入できます。

団体指定寄付の受け入れ

サービス利用者や契約者などの「お世話になっている団体等に寄付をしたい」という思いを実現するため、寄付先を指定することができます。本来であれば利益相反の関係から直接届けることができない寄付についても、このファンドが受け皿となり、希望の団体等に届けることができます。ただし、この場合、「関係性注意事項」として専門委員会にていくつかの事項について確認を行いますことをご承知ください。

遺贈寄付の受け入れ

公正証書遺言及び死因贈与契約によって示された意思に基づき、お亡くなりになった後の財産もお受けします。ただし、金銭資産及び遺言執行時に遺言執行者等によって現金化された資産のみとなります。そのほか以下の点にご留意ください。

1 不動産等の遺贈について

不動産や有価証券等は現金化していただくことで受け入れることができます。また、山林や田畑、古家、未公開株等、売却が難しいものは受け入れできません。現金以外の遺贈については事前の相談が必要です。



2 包括遺贈について

包括遺贈はすべての財産を遺贈したり、全財産のうち割合を定めて遺贈する方法ですが、相続人と同じ立場になり、債務も承継されることから、本ファンドでは受け入れることができません。



3 遺留分について

相続人より遺留分の侵害額の請求があった場合、遺留分相当分を渡すことになります。あらかじめ遺留分に配慮した遺言書の作成が必要です。



4 遺言について

公正証書遺言による遺贈の受け入れが可能です。(※自筆証書遺言は不可)
また、遺言書作成の際は、「遺言者の有する財産を、遺言執行者により現金化したうえで、ウィルサポファンドに遺贈する」旨を明記します。



遺贈による寄付をお考えの方は、まず下記までご連絡ください。提携する弁護士、司法書士と連携しながら、遺言作成にあたっての初期相談に応じたり、身近な専門職へのつなぎなどを行います。

相談窓口 TEL.026-228-4244

受付時間 平日 9:00~17:00まで

弁護士会や司法書士会でも無料で遺言等に関する電話相談を受け付けています。

【県弁護士会】遺言相続無料電話相談 ●毎週月～金 ●10:00～16:00 TEL.026-232-2106

【県司法書士会】電話無料相談 ●毎週月～金 ●12:00～15:00 TEL.026-232-6110
(相続・遺言・遺産分割・生前贈与など)